

今治市農業委員会 総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月20日(月) 午後2時30分～午後4時28分

2 開催場所 今治市役所第2別館11階特別会議室1号・2号

3 委員の定数及び出欠席の委員

現員数 24名

出席委員 24名

1 矢野 邦男	2 渡邊 節夫	3 大澤 讓兒	4 戸田 修司
5 岡林 興通	6 近本 靜信	7 本宮 勇	8 長野 健二
9 越智 幹男	10 渡邊 昭彦	11 岡 貞義	12 竹田 清隆
13 越智 要	14 桑田 誠	15 森 京典	16 新居田 守
17 津吉 利幸	18 吉井 一浩	19 岡田 勝利	20 藤本 博
21 野間 義郎	22 松岡 一誠	23 永井 政則	24 近松 安文

4 議事に関する職員

局 長	越智 直紀
次 長	森 正徳
次 長	二宮 一成
係 長	井原 綾

5 互選会

- (1) 会長の互選
- (2) 会長職務代理者の互選

6 議事

- 議案第27号 議席の決定
- 議案第28号 所属小委員会の決定
- 議案第29号 役員を選出
- 議案第30号 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選出
- 議案第31号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第32号 農用地利用集積計画関係
- 報告第21号 小委員会連絡委員の選出
- 報告第22号 農地利用最適化推進委員の選考に係る意見について

総会議事録(令和2年7月20日)

【事務局】

それでは、ただいまより今治市農業委員会総会を開会いたします。

現在の出席委員は、在任委員24人に対し24名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項にいう定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立しております。まずこのことをご報告いたします。

また、本日の会議は、委員の任期最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書により市長が招集しております。

それでは、初めに、招集者であります、今治市長 菅良二様よりご挨拶をいただきたいと存じます。

【市長】

みなさんこんにちは。土曜日、日曜日心配しておりました天気が良くなって、おかげさまで、こんなに雨が続く、大変だなあと、農道水路はじめとする皆様方に関係の深いところに大きな被害がこなければいいと思っておりました。2年前は昨日のようでした。圧倒的な土砂、特に上浦では大変な災害となりました。吉海、伯方では尊い命を失う、こんなことが2年前でありました。そのことを思うと、本当に災害対策本部は設立しただけでなく、住民の皆様方の避難行動、避難活動についてはとりわけの思いをお願いしておりました。しかし、本当に薄日が差してきたな、これは本物になるかなという状況まで、回復できました。金曜日、農業土木から被害が出ておりますと。こうして見るだけでは、なかなか見えにくいところもあったんだねと。トータルが、とりあえずですが、1億8千万。これはやむを得ないと思っております。これ以上でなければ。今週もう一雨きたら被害がますます大きくなるといったことで、心配しておりましたが、土日・今日とこうした薄日の中で今日の日を迎えることができました。大変、そういった意味では有難い。ぜひともこの後このまま梅雨明けになってもらったら有難いなあという思いがしております。しかし、いつものことですが、天災は私たちの人知の及ぶところではありませんので、これからいざの時にはしっかりと対応していくという決意だけはしっかりと持っているつもりでもございます。皆様方には日頃、とりわけ農業の各般に渡ってのご理解をいただいております。ただ、考えてみますと、戦後ずっと農業委員会そして規制という一つの縛りの中で取り組んできた。ですから、様々な面で少しこの厳しさを解いてもらえないかとういことも、市民の方から、経済活動を活発にしたいという層からでてくる訳でございますが、こ

れからもそれぞれの立場そして、何よりも大事な皆様方の農業に勤しむ方々への配慮といったものが重要だと思います。先般の人吉の大災害、あの川辺川ダムさえ出来ていれば、こんなひどいことにはならなかったのにとという人吉市民の声をテレビで見ながら、ひょっとしたら川辺川ダム・八ツ場ダムが、民主党政権のコンクリートから人への大きな流れをつくった、八ツ場ダムは、民主党政権時代には宙ぶらりんでありましたが、出来上がっております。そういったことを考えた時、人間というものは、やはり目の前のことに追われがちだが、先を見る目、これこそが政治家に最も課せられた課題であるということに改めて思い起こしました。どうかこれからも私はそういった意味で、玉川ダム、よくぞやってくれた、もちろんあの当時、下流に地域における農業用水の既得権益といったものが非常に重要、もちろん命の水、生活用水、工業用水、それは大事だが、農業用水第一優先であるということ、当時の市長・助役をはじめとする皆さん、その結果として調水乃碑という水をたたえる碑ができています。玉川の皆さんのご協力がなければ、あれは出来なかった、本当にそんなことを考えた時に、先人の大きな功績が今の私たちの生活を支えている、そのことを改めて強く感じております。今は、政府も農業・水産・林業これらとつても大事なんだということにやっと気が付いたようであります。今回のコロナ渦におきましても、そのことに踏み込んできているようであります。それを受け止めた中で、これからも皆様方の英知を結集して、今治市の一つの方向性といったものが、モデルケースになるほどの素晴らしい農業委員会であってほしいと願っております。今後の皆様方のご活躍を心から期待申し上げ、見事当選の栄に輝いた皆様に祝福のそしてこれからもよろしくお願いを込めてのご挨拶とさせていただきます。本当にこの度は、おめでとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

ここで、本日、ご出席をいただいております、市関係者のご来賓を紹介させていただきます。農水港湾部長の山本啓司様でございます。

【農水港湾部長】

農水港湾部長の山本啓司でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

農林振興課長の佐伯洋一様でございます。

【農林振興課長】

農林振興課長の佐伯洋一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

農業土木課長の矢野圭吾様でございます。

【農業土木課長】

農業土木課長の矢野圭吾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

市長と来賓の皆様は、他の公務のためここで退席させていただきます。

—市長・来賓退席—

【事務局】

それでは、これより議事に入りたいと思います。総会の議事は、会議規則第7条第1項により会長が行うこととなっておりますが、本日の総会は「委員の任期満了による任命の後の最初の会議」であり、現在、会長ほか役員は定まっております。この場合、会議規則第8条により「会長が定まるまでの間は、年長の委員が臨時に会長の職務を行う」こととなっております。

したがいまして、出席委員の中で最年長であります、関前の近松委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

【事務局】

ご異議ないようですので、近松委員に臨時議長をお願いいたします。近松委員さん、議長席へ移動をお願いします。

【臨時議長】

規定に基づき、臨時議長に選任されました近松でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、議席の指定でございますが、現在、着席されているところを仮議席とし、会長が定まった後、正式議席を決定いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

【臨時議長】

それでは、次に、「会長の互選」に移らせていただきます。互選会について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

議案書は1ページでございますが、会長氏名は空欄でございます。

会長の選出につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められております。したがって、選挙により行うのが原則でございます。

互選の意味でございますが、「選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うこと」でございます。委員の皆さま全員が選挙する人であると同時に選挙される人となります。

なお、選出方法は選挙しかないということではなく、「指名推選」によることができるとされております。「指名推選」と申しますのは、「〇〇委員さんを会長に」との声が出て、それを会議に諮って、出席委員全員が賛成すれば当選となるというもので、地方自治法に規定がございます。ただし、この場合、1人でも反対があれば、選挙になります。

前回は、選挙を行っております。今回の互選会において、どの方法を採用するか、ご協議いただきたいと思っております。説明は以上です。

【臨時議長】

では、お諮りします。会長の選出を、前回同様、法の原則である選挙によるものとしてよろしいですか。

(異議なし)

【臨時議長】

選挙については1人でも「やむなし」との意思表示があれば、実施しなければなりませんので、選挙を実施するものと決しました。

では、選挙について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

互選、選挙は前回の例にならい、今から説明する方法を進めたいと考えております。

一点目としまして、互選選挙は「単記無記名投票」によって行います。

二点目としまして、投票は、互選資格者1人1票とします。

三点目としまして、次に申し上げる投票は無効となります。

一つ目、所定の用紙を用いていないもの

二つ目、互選資格者でない者の氏名を記載したもの

三つ目、1 投票中に 2 人以上の互選資格者の氏名を記載したもの

四つ目、互選資格者の氏名のほか、他の事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りではありません。

五つ目、互選資格者の氏名を自書しないもの

六つ目、互選資格者の何人かを記載したかを確認し難いものであり、公職選挙法の中で挙げられているものと同様でございます。

四点目としまして、所定の用紙については、最高裁判所裁判官の国民審査のように、あらかじめ対象者の氏名が印刷され、○印等を自書することにより意思表示する形式を採用します。

五点目としまして、開票に当たっては、互選資格者から 2 人の立会人を議長が指名します。投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定します。

六点目としまして、当選人の決定でございますが、有効投票の最多数を得た方を当選人と決定します。最多得票者が複数人いた場合は、くじにより決定いたします。

ひとまずここまでご了解をいただきたく思います。

【臨時議長】

事務局からの説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

(特に意見なし)

【臨時議長】

単記無記名、1 人 1 票、無効投票のケース、開票立会人、当選人の決定については、公職選挙法の考え方と同じですので、説明のとおり扱いとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

【臨時議長】

事務局から提案のありました投票用紙の様式であります。あらかじめ互選資格者全員の氏名を印刷し、当選させたい者 1 人に○印を自書する様式を採用することについてお諮りしたいと思います。この様式を採用することにご異議ございませんか。

(異議なし)

【臨時議長】

異議なしと認めます。では、投票用紙は、互選資格者全員の氏名を印刷し、当選させたい者1人に○印を自書する様式を採用することとします。

続いて、投票方法について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

投票方法についてご説明いたします。

仮議席の番号順に、前にお進みいただき、投票用紙を受け取っていただきます。その後記載台で記載し、投票箱へ投票をお願いいたします。なお、互選資格者全員を投票用紙に印刷しておりますので、記載台には互選資格者の名簿は貼ってありません。当選させたい方お一人の氏名の上に○印をご記入ください。何も記入がないもの、○以外の記号を記載したもの、○を複数人に記載したものはいずれも無効となりますので、ご注意ください。

説明は以上です。

【臨時議長】

ご質問があればお願いします。

(特に意見なし)

【臨時議長】

事務局、選挙の準備をしてください。各委員はそのままお待ちください。

事務局は投票箱の中に何もなかったことを確認し、委員に見えるよう示して、鍵を閉めてください。

【臨時議長】

では、事務局の指示に従い投票を行ってください。

【事務局】

順番に前の方から、2名ずつお願いします。

(投票)

【臨時議長】

それでは、これで投票を終了します。事務局は、投票箱を閉鎖してください。

(投票箱の閉鎖)

【臨時議長】

それでは、ただいまから開票を行います。先にご了解いただいたとおり、互選資格者から2名の開票立会人を私から指名します。仮議席番号1番・矢野邦夫委員、仮議席番号13

番・越智要委員のお二人にお願いいたします。お二人は前にお進みください。

それでは開票してください。

(開票)

【2番】

事務局、少し質問してもいいですか。只今の選挙で、農業委員24名いらっしゃるのですが、前回の研修会の時に、2名の方が立候補されましたよね。本日は名簿には全員の名前があって、その中から該当する方を選んでくださいということであったが、本来なら2名の方が立候補されたのであれば、その2名の方の名前を書いただけではいけなかったのですか。

【事務局】

互選会では、本来立候補はありません。市議会の議長選もそうありますが、全員に資格があります。ですから、2人以外にも投票は可能となります。

【事務局】

説明でありましたように、互選会でありますから、農業委員さん皆様が選挙人であり、被選挙人でありますので、そういう形で全員の名前を記載させてもらっています。この前あったというのは、この会では言えないのですが、前回のお二人がやりたいと言われていたということ。

【2番】

では、立候補しますというのは、意味ないということですか？

【事務局】

意味ないと言いますか、逆に言いますと、やりたい方がお二人おられたと、ただそれだけです。

【事務局】

立候補になると、全会一致という説明のように1人でも反対があればできないということなので、2人立候補があれば必ず反対があるので、選挙せざるを得ないという確認のためのものです。

立候補というのは、本来法律にはない行為であります。あの意思がなければ、ずっと

話し合いになるということになります。

【2番】

私の聞いている範囲では、前はじめて選挙があった、これまで無かったということでしたので、それまでの会長職は、皆さんの意見の中でこの人がいいのではという話し合いで選んだという形で聞いていますが、前回から選挙になったということで、今回も選挙になり、被選挙人であり、選挙人である、全員24名に該当しますよということを全員が確認しておかなければならないのではないかと。前回の研修会の時に、会長職に立候補しますという立候補者の2名については、あの意思表示は特にする必要はなかったという捉え方でいいですか。

【事務局】

前回の会は研修会というところで、そういう方がおられるのなら、ここで立候補してくださいと皆さんにご相談をかけて、それなら立候補する方を聞いてみようということで決まったと思います。あくまでも、皆さんのご意見の中で決まったということ。立候補者が誰がいるかという部分を、皆さんの相談の中で決めました。その中でお二人が手を挙げられ、立候補したいという形になりました。あくまでも、立候補者をこちらが選んだということではございません。あくまでも、皆様がそういう形で誰がいるか聞いてみたいという中で決まったと思っております。

【8番】

今質問した方は、選挙の前にどうして言わなかったのか。

【事務局】

投票用紙を見られて、全員の名前が書かれているのでおかしいのではということでお聞きになったと思っております。

【8番】

事務局の説明の時に言っていたのではよかったのではないかと。私も少しおかしいなとは思ったが。

【事務局】

ただ、説明の中で全員の名前を記載させてもらっております。投票用紙に○をつけてく

ださいということで、お諮りさせてもらい、そういう形の投票用紙でしていただいたと思っております。

【5番】

手を挙げなくても、自分の名前のところに○を入れてもかまんのよね。

【事務局】

結果的には、互選会ですので、皆様が投票者であり、皆様が被選挙者とういことになりますので、あくまでもどなたがやりたい方がいるのならというところで、この前は立候補の表明をしていただきました。

【8番】

少しすっきりせんとはあるなあ。

【事務局】

というのがですね、研修会というのはあくまでも非公式の会です。この総会は公式ですから、先ほど言われたことも全部議事録に残ってまいります。議事録は公表する形になりますので、その辺りはお含みおきいただいて、発言の方をできたらお願いしたいと思います。暫時休憩もございますので、その辺りは聞いていただければと思っております。よろしいでしょうか。

【2番】

議事録は今どこで誰が録っているのですか。

【事務局】

録音しております。

【2番】

議事録は皆さんに公開するんですね。

【事務局】

ホームページで公開します。名前は出ませんが、何番の方がこういう意見を言われたと

いう形で、これからの総会につきましても、全部公表する形となっております。

【2番】

農業委員の総会ですから、次回の総会の時に前回の記録はこうでしたということで、皆さんに押印もらうんですか。

【事務局】

議事録署名人という制度でございますね。その辺りにつきましても、また後日説明させていただいたらと思いますが、議事録署名人を指名させていただきまして、後日その内容を議事録署名人と会長の方にいただくという形になっております。以前はそれでよかったのですが、今はそれをホームページ上で公表しなさい、農業委員会の審議を皆さんにわかしてもらう形でホームページに公表しなさいという形になっております。前は、おそらく閲覧など申請があれば、公表するという形でしたが、今は先にホームページの方で公表するという形になってきております。

【2番】

それは、議事録署名人ではなく、農業委員24名の方が、こういう話し合いをしました、こういう記録がありますというのを納得して押印をした後ということですね。

【事務局】

全員ではなく、総会の前に、代表で議事録署名人をお二人指名させていただきます。その方に責任を持っていただいて、議事録の内容を確認していただいて、公表という形になります。

【2番】

わかりました。

【臨時議長】

開票が終了いたしました。開票立会人のお二人にご意見を伺い、個々の投票の効力を決しました。また、全体の投票は適正であると認めます。

それでは、投票の結果を事務局から報告させます。

【事務局】

報告いたします。

投票総数24票。うち有効投票数24票、無効投票数0票。

森京典委員13票、岡田勝利委員11票。

最多得票は森京典委員でございます。以上でございます。

【臨時議長】

皆さん方、こういう結果ではありますが、今治市の農家のための農業委員であります。どうぞわだかまりの無いような会合を開いていただくことを願っております。

事務局の報告のとおり、森京典委員が最多得票者でありますので、会長互選の当選人と決します。

新会長が定まりましたので、私は臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(拍手)

【事務局】

近松委員、ありがとうございました。

会長は会長席にお移りください。

それでは、会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

【会長】

この度は、選任いただきまして、誠にありがとうございました。先日、趣旨表明で申し上げましたとおり、農業者の公的代表としての意味合いを理解し、実現するよう、皆様にご協力いただきながら、皆様とともに行政に我々の意見を反映できますように、より良い地域、農業集落が出来ますように、力を精一杯尽くしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。本当にありがとうございました。

(拍手)

【事務局】

それでは、これからの会議の議長は、会長をお願いいたします。

【会長】

さっそくではありますが、議事の整理のため、暫時休憩いたします。

(休憩：15時15分から15時25分)

【会長】

それでは会議を再開いたします。

これからの会議の進行は、私、森京典が務めさせていただきます。

まず、議事録署名人の指名でございますが、会議規則第38条第2項により会長が指名することとなっておりますので、本日の議事録署名人に仮議席番号2番の渡邊節夫委員、及び仮議席番号14番の桑田誠委員のお二人を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【会長】

次に議案第27号「議席の決定」を議題とします。議案書2ページであります。

会議規則第5条第1項は「委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる会議において、くじでこれを定める」となっておりますが、同条第3項に「会長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って委員の議席を変更することができる」と定めております。

現在の仮議席は旧今治市からの地域順となっております。今後の会議においても、地域ごとの意見調整等があると思いますので、地域順となっておりますただいま皆さんがお座りの席を正式な議席といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なし)

【会長】

異議なしと認め、現在の席を正式な議席と定めます。

【会長】

次に、議案第28号「所属小委員会の決定」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

議案書3ページをご覧ください。ここで先立ちまして、1点訂正をお願いします。22番松岡一誠委員さん、応募区分でございますが、団体推薦となっておりますが、個人推薦の誤りでございます。お詫びして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

農業委員会の最終的な意思決定を行うのは総会でございますが、「小委員会設置要領」において、「農業委員会の業務を円滑に処理するため」、市域を6つの区域に分け、それぞれの管轄区域における農業委員会の所掌業務を協議する場として小委員会を置くこととして

おります。6つの小委員会の管轄区域は、議案書に書かれております左側に第1・旧市西部以下記載のとおりでございます。

小委員会の構成員は、「総会において定める農業委員」、加えて当該区域が担当区域である農地利用最適化推進委員でございます。推進委員については、所属小委員会が自ずと定まりますが、農業委員については「総会において定める」必要がございます。

各小委員会ではそれぞれの管轄区域の案件を協議いたしますので、農業委員さんの所属もその住所により定めるのが適切であると考えられます。したがって、議案書3ページにございますとおり、農業委員各位の住所地が管轄区域と一致する小委員会に所属するものと定めようとするものでございます。説明は以上になります。

【会長】

事務局の説明が終わりました。ご質問ご意見はございませんか。

(特に意見なし)

【会長】

ご意見もないようですので、原案のとおり所属小委員会を決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

【会長】

議案第28号「所属小委員会の決定」については、原案のとおり決しました。

次に、「会長職務代理者の互選」に移ります。これより、会長職務代理者を選出する互選会に切り替えます。事務局の説明を求めます。

【事務局】

会長選出の互選会でご説明した内容と重なる部分については、適宜省略した説明とさせていただきます。

会長職務代理者につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項により、「委員が互選した者」がその任に当たることとなっております。したがって、選挙により選出するのが原則でございます。

互選は、委員の皆さま全員が選挙する人であると同時に選挙される人でございます。

また、選挙をしないで「指名推選」、すなわち、1人を指名してご出席の委員全員が同意すれば、指名された方が当選となる方式によることは可能でございます。ただし、一人でも反対があれば、選挙になります。

前回は、会長職務代理者と「その他4人の役員」を合わせまして、選考委員会方式をとっております。

具体的には、まず、会長が選出された小委員会以外の5つの小委員会で1名ずつの役員候補者を推挙いただき、次にその候補者以外の方お一人を選考委員として選出し、選考委員会で選考いたしました。その前提としては、役員候補者となった方は、会長職務代理者に推挙された場合はこれを尊重してお受けになるということ。また、会長職務代理者に推挙されない場合もその他の役員として推挙されることを了承しておくということ。が必要です。

説明は以上でございます。

【会長】

それではお諮りします、選考委員会方式により会長職務代理者及びその他4人の役員の選出を行うことにご異議ございませんでしょうか。

(特に意見なし)

【会長】

それでは事務局から用紙を配布しますので、各小委員会1名の選考委員、また、会長が選出された小委員会以外の各小委員会1名の役員候補者を選出して、記入のうえご提出ください。選考の間、暫時休憩とします。

(休憩：15時30分から15時35分)

【会長】

選考委員及び役員候補者について、事務局より発表願います。

【事務局】

それではご報告いたします。

まず選考委員でございます。

第1小委員会は、大澤譲児委員でございます。

第2小委員会は、本宮勇委員でございます。

第3小委員会は、桑田誠委員でございます。

第4小委員会は、津吉利幸委員でございます。

第5小委員会は、野間義郎委員でございます。

第6小委員会は、近松安文委員でございます。

以上、6人の委員が選考委員でございます。

続いて役員候補者でございます。

第1小委員会は、矢野邦男委員でございます。

第2小委員会は、戸田修司委員でございます。

第3小委員会は、越智要委員でございます。

第5小委員会は、藤本博委員でございます。

第6小委員会は、松岡一誠委員でございます。

以上、5人の委員が役員候補者でございます。

【会長】

それでは、選考委員の方は、別室（特別会議室4号）に移動願います。選考の間、暫時休憩とします。

（休憩：15時40分から15時50分）

【会長】

選考委員会委員長から、選考の結果を報告願います。

【選考委員長】

それでは選考委員会委員長でありました私、近松安文から、会長職務代理者の選考結果をご報告申し上げます。

第3小委員会の越智要委員を会長職務代理者に指名推選すべきものと決定いたしました。以上、ご報告いたします。

【会長】

選考委員の皆さん、お疲れさまでした。それではお諮りいたします。選考委員会の報告のとおり、第3小委員会の越智要委員を会長職務代理者と決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

【会長】

ご異議なしと認め、第3小委員会の越智要委員を会長職務代理者の互選の当選人と決定いたします。越智要委員さんは、職務代理者席へお移りください。

では会長職務代理者から就任のご挨拶をお願いします。

【職務代理者】

失礼いたします。私のようなものが会長職務代理者として、選考いただきましてありがとうございました。何もわかりませんが、会長の補佐ということで努めていければと思います。皆様方のご協力をよろしくお願いします。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。

会長職務代理者の互選会は以上で終了し、総会議事に戻ります。

では、議案第29号「役員の選出」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

その他4人の役員については、役員会設置要領において「総会で定める」とあるのみです。さきほどの選考委員会に伴い、5人の役員候補者の内、会長職務代理者以外の役員候補者がそのまま役員候補となると考えます。

【会長】

改めて役員候補者の氏名を事務局から報告してください。

【事務局】

第1小委員会の矢野邦男委員

第2小委員会の戸田修司委員

第5小委員会の藤本博委員

第6小委員会の松岡一誠委員

以上の4人の委員でございます。

【会長】

農業委員会法第31条第1項により「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととなっておりますので、さきほど報告の4人の委員、矢野委員、戸田委員、藤本委員、松岡委員は一時退席を願います。

(委員4人退席)

【会長】

ではお諮りします。さきほど報告のありました、4人の役員候補者を役員とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

【会長】

異議なしと認め、そのように決定いたしました。
退席の委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

【会長】

退席していた委員に申し上げます。4人の委員、矢野委員、戸田委員、藤本委員、松岡委員を役員とすることに決しました。

では、各役員から就任のご挨拶をいただきたいと思います。

【1番】

矢野邦男です。微力ですが、力を尽くしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【4番】

戸田修司と申します。よろしくお願いいたします。

【20番】

第5小委員会、藤本博です。どうかよろしくお願いいたします。

【22番】

第6小委員会の松岡一誠です。よろしくお願いいたします。

【会長】

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【会長】

次に、報告第21号「小委員会連絡委員の選出」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

小委員会連絡委員は、「小委員会設置要領」によりまして、各小委員会を代表し、招集し、委員会の議長となつていただく職でございます。会長、職務代理者、役員いずれとの兼職も問題ありません。その選出は、小委員会ごとに農業委員が互選して定めることとなつておりまして、総会での議決事項ではございません。したがいまして、各小委員会の互選の結果を総会でご報告しようとするものでございます。説明は以上です。

【会長】

各小委員会から事務局に報告が揃つているようですので、発表してください。

(小委員会連絡委員名簿配布)

【事務局】

お手元に配布の名簿をご覧ください。各小委員会の連絡委員の互選結果をご報告いたします。

第1小委員会の連絡委員は、大澤譲児委員でございます。

第2小委員会の連絡委員は、越智幹夫委員でございます。

第3小委員会の連絡委員は、岡貞義委員でございます。

第4小委員会の連絡委員は、新居田守委員でございます。

第5小委員会の連絡委員は、野間義郎委員でございます。

第6小委員会の連絡委員は、近松安文委員でございます。

以上、6人の連絡委員でございます。

【会長】

よろしいですか。報告事項でありますので、ご了承願います。

【会長】

では続きまして、議案第30号「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選出」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

農地利用最適化推進委員、略して推進委員と申しますが、推進委員も皆さま同様、この3月に地域からの推薦を受け又は応募をされており、市全体の定員20人に対して21人の推

薦・応募がございました。現在1人の定数オーバーでございます。

定数オーバーの場合、「農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程」第6条第1項により今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に対し推進委員候補者の選考に関する意見を求めることとなっております。

推進委員候補者選考委員会の委員は、会長、会長職務代理者及び総会において定める農業委員4人の計6人で構成することとなっております。

前回は、会長、会長職務代理者以外の4人の選考委員については、役員4名にお願いしております。

以上でございます。

【会長】

ではまず、推進委員候補者選考委員会の委員4人は、役員4人をお願いしたのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

異議ないものと認めます。よって、会長、職務代理者以外の4人の役員を、推進委員候補者選考委員会の委員のうち総会で定める委員とします。

では、選考委員会委員は別室（特別会議室4号）に移動してください。選考の間、総会は休憩とします。

(休憩：16時00分から16時15分)

【会長】

会議を再開します。推進委員候補者選考委員会の選考結果がまとまりましたので、選考委員会の委員長であります私から報告第22号としてご報告いたします。

お手元に配布のとおり、上田忠氏はじめ20人の方を推進委員に委嘱すべき候補者として選考いたしました。以上、報告いたします。

【会長】

つづきまして、さきほどの推進委員候補者選考委員会の選考結果を受けまして、会議規則第9条第2項により議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を付議することとします。お手元に議案をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは議案第31号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。ご覧のとおり、上田忠氏はじめ20人の方を推進委員に委嘱しようとするものでございます。ご意見ご質問があればお願いいたします。

【2番】

選考委員会をされて、議案第31号が配られたんですが、21名の方が立候補されて20名になったという名簿をいただいたのですが、1名の方がもれたという形になると思いますが、そのもれた方の理由を教えてください。

【事務局】

説明させていただきます。第2から第6までは定数が決まっております人数に対しまして、応募者が同数でございました。第1地区につきましては、定数3に対して4人という形になっておりますので、1名オーバーという中で、4人のうちから3人を選考させていただきました。もれた理由についてですが、選考基準で、地域から推薦があったものを優先とする・部落、農業団体の役員経験者・農業委員、農地利用最適化推進委員であったものを優先的にさせていただきました結果、さきほどの3名の方がもれた方より優先順位が高く、そういう形で選考させていただきました。

【2番】

第1地区の方が、定数3名に対して4名の方が立候補されていたという説明を聞きました。3名の方が選ばれたということですが、落ちた方は日高の方だったと記憶しております。農地利用最適化推進委員ということなら、それぞれの地域にどういった農地があるか、或いは遊休地があるか、などがわかっている方ということ考えると、例えば個人の形になってしまって申し訳ないですが、地域には農地がある地域とない地域があると思います。片山・宅間・高部なら農地があるのは当たり前だと思いますが、美須賀町には農地がないと私は判断するのですが、そのお住いの住所の方なら。

【5番】

上田さんは農地はあるよ。

【2番】

あるんですか。

【事務局】

農地はお持ちになっておられます。また、農地を持たれておる、持たれていないというのも一つの基準になると思いますが、地域の農家を知っているという部分、地域から推薦を受けているという部分が大きいと私どもは考えております。地域の中で農地の斡旋やお願いなど調整をしていただくのが推進委員さんとしての役割が大きいと考えておりますので、地域に農地がないというような判断というよりは、地域の中で活躍していただけるような方を選ぶ方がいいのかなというところで、先ほど言いました基準に基づきまして、させていただきます。以上でございます。

【2番】

では、美須賀町に住まわれている方は、住所はそこにあるが、別のところに住まわれているのですか。

【事務局】

住所もそちらに住んでおられます。町中に農地をお持ちになっておられる方という形でお考えいただければ。美須賀町かどうかは、そこまで確認しておりませんが、町中に農地を持たれている方という形で。

【2番】

町中に農地があるのですか

【事務局】

あります。

【2番】

10アール以上。

【事務局】

はい。一覧表があると思うのですが。経営ベースで17アールという形で上田さんはなっております。この面積については、農業委員会の台帳で確認しております。

【2番】

それは構わないんです。

私は初めてなので、農業委員と農地利用最適化推進委員というのはお互いに協力し合わないといけない部分があると思います。こういう所に農地があるのかな、こういう人が推進委員になっていいのかなという単純な不安、疑問を持ったので、質問させていただきました。

【事務局】

また、上田さんにつきましては、別に地元の役などもされていたと思います。

【5番】

個々の履歴などはここで言う必要はない。

公表しとろ。

【事務局】

募集状況をホームページで公表しております。

【5番】

その中の要件をのんできて、ここに出てきている訳だから、個々の要件をここで言っていたら、明日までかかる。

【会長】

よろしいですか。

【2番】

いいですよ。

【会長】

それではお諮りします。議案のとおり20人の方を推進委員に委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なし)

【会長】

異議なしと認めます。よって、原案のとおり上田忠氏はじめ20人を推進委員に委嘱することと決しました。

【会長】

では続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画関係を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

議案第32号は、今治市長より令和2年7月2日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているものであります。

えひめ農林漁業振興機構の借入れ、転貸について、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、市の集積計画のみで手続きが完了する一括方式の利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規18件、面積は22,528㎡でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、適当であります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。ご意見、ご質問ありませんか。

(特に意見なし)

【会長】

それでは、議案第32号 農用地利用集積計画関係につきまして、原案どおり決定ということ
こと
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは原案どおり決定いたします。

【会長】

では、最後の事項となります。「令和2年度農業委員会事業計画」以下について事務局に説明を求めます。

【事務局】

議案書にお戻りください。7ページでございます。7ページ以降に令和2年度農業委員会事業計画以下、農業委員会の前任期中に決めたことを載せてございます。本日は時間もおしておりますので、説明を割愛しますが、後ほどご一読いただき、質問などがあればいつでもお答えいたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

【会長】

以上で予定しておりました案件は全て終了いたしました。

せっかくの機会でございますので、何かご意見はございませんか。

(特になし)

【会長】

8月以降は、毎月上旬に定例総会を開催し、申請案件の審議を行っていきます。次月8月総会の日程でございますが、8月7日(金)午後2時から市役所第2別館11階 特別会議室3号・4号にて開催を予定しておりますので、出席方よろしく願いいたします。案内文は7月下旬に事務局から送付されます。

【会長】

ご質問等ございますか。

(特になし)

【会長】

それでは、以上で、総会を閉会いたします。

皆さん、長時間に亘りご審議いただき、お疲れ様でした。

今後ともよろしく願いいたします。

(16時28分閉会)